

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和4年4月8日（金）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

### 農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

欠席委員（上記24名中1名が欠席）

15番 赤木 英雄

午 後 3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中、23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会は成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の総会は新年度になりまして第1回目の総会でございます。先ほどご紹介がありましたが、新しく事務局職員になられた皆様には、農業委員会での今後の活躍をご期待申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、2番の小佐井亮祐委員と3番の西田廣行委員を、書記に事務局の福嶋乃扶子主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの9件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請16件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張をするための所有権移転の申請です。申請地には米を作付されるとのことです。

2番は、障害福祉サービス事業を行う特定非営利法人が農地を取得し、障害者の方々に対して生活意欲の向上と社会参加を目的とした障害福祉サービス事業の提供を行うため農地を活用する所有権移転の申請です。

この事業には、職員10名と対象者25名で携わるもので、申請地には露地野菜を作付される予定で、野菜を栽培、収穫、販売を通して社会参加を促し、活動により得た収益を賃金として配分し、生活意欲の向上を目指すとのことでした。

以上2件、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして3番。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、5条申請2番と関連で、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う区分地上権設定のための更新2回目の申請です。太陽光発電設置者と営農者が異なり、設置者は空中部分を利用することから、3条許可を必要とされるものです。申請地には、現在ミョウガを作付されております。

なお、支柱等の部分について、同時に5条申請も申請しております。

4番は、5条申請3番と関連で、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う区分地上権設定のための初回更新の申請です。太陽光発電設置者と営農者が異なり、設置者は空中部分を利用することから、3条許可を必要とされるものです。申請地には、現在ブルーベリーを作付されております。

なお、支柱等の部分については、同時に5条申請もしております。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして5番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして6番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続いて7番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

7番と8番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

8番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま7番、8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして9番。

## 2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

9番から11番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカ等を生産される兼業農家で、許可後はスイカ、根菜類を作付される予定です。

10番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカを栽培される専業農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

11番は、遺贈による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜等を栽培される兼業農家で、許可後は水稻、ジャガイモを作付される予定です。

以上3件、先日の地区委員会において協議し、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま9番、10番、11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続いて12番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

12番から16番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、所有権移転し、子へ贈与される申請であります。譲受人は水稻、スイカ、露地野菜等を栽培される兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

13番は、所有権移転し、第三者へ贈与される申請であります。譲受人はゴボウを栽培される専業農家で、許可後はゴボウを作付される予定であります。

14番につきましても、所有権移転し、第三者へ贈与される申請であります。譲受人は水稻、ニガウリを栽培される専業農家で、許可後は水稻、ニガウリを作付される予定であります。

15番は、所有権移転し、子へ贈与される申請であります。譲受人はキャベツ、白菜等を栽培される専業農家で、許可後はキャベツ、白菜を作付される予定であります。

16番は、所有権移転し、第三者へ贈与される申請であります。譲受人は水稻を栽培される専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

以上5件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま12番から16番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請2件でございます。  
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番お願いします。

5 番 木村憲正委員

5 番委員、木村です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番の申請人は不動産業を営む法人で、平成 31 年 4 月 8 日の総会で許可相当とした建売住宅及び公衆用道路への転用で、事業計画の変更があった申請です。同時に 5 条許可申請が提出されており、先月の総会において継続審議となった案件です。

先月の地区委員会において、事業承継者に無断転用が確認されたため継続審議となりました。先月、継続審議の理由となった申請地に隣接する西側農地の事業承継者の資材置場についても、今月所有者にて、第 3 号議案 6 番の案件についての転用許可申請が出されています。今回、改めて現地調査を行い、変更理由の「当初計画者に変更があったもの」については、事業承継者として一般基準などを満たしており、事業計画変更申請の許可については妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして 2 番。

2 3 番 福嶋德行委員

2 3 番委員、福嶋です。

2 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2 番は、令和 3 年 1 1 月に申請地 1 2 筆、事業面積 3, 9 5 0 m<sup>2</sup>を資材置場として利用するため、農地法第 5 条の許可を受けられた案件です。

この件につきましては、申請地 1 2 筆のうち 1 筆の所有者が申請時点で既に亡くなっており、改めて現在の所有者との 5 条申請が必要となったことから、対象農地 1 筆を一旦削除するため、事業計画変更承認申請され、前回の総会で承認いただいております。今回の変更内容は、前回削除した 1 筆を追加するもので、筆数が 1 1 筆から 1 2 筆に、転用面積が 3, 5 0 4 m<sup>2</sup>から 3, 9 5 0 m<sup>2</sup>に変更となります。土地利用計画につきましては、コンクリート二次製品などの土木資材置場及

び型枠足場などの建設資材置場のほか、通路などとして利用される計画で、当初の計画から変更はありません。

なお、本申請と合わせ、追加する1筆については所有権移転のため、同時に第5条申請が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、今回の事業計画変更承認申請については、妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請7件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定にあたりましては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地に選定されております。土地利用計画は、転用面積375㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年10月31日までを予定されており、許可後には速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして2番。

#### 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

2番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

2番は、農業用倉庫へ転用許可申請です。農地区分は農用区域内にある農地で原則不許可ですが、農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されており、不許可の例外規定の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地の386㎡のうち228㎡に農業用倉庫1棟を建築される予定で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年8月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして3番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

3番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

3番は、貸事務所への転用許可申請です。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請人が貸事務所を建築の上、学習塾を運営する会社に貸し出される計画で、転用面積304㎡に貸事務所木造2階建て1棟、普通車両4台分の駐車スペース及び駐輪スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

4番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積427㎡に普通車両12台分の貸駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

5番は、貸車両置場及び貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しており、土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請人が土地を整地の上、隣接地を車両置場及び資材置場として使用している法人へ貸し出しされ、転用面積297㎡に普通車両8台分の車両置場及び進入口の拡張部分として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和4年8月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお

願いたします。

議長 　　ただいま3番、4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして6番。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、第2号議案1番の事業計画変更承認申請と関連で、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。土地選定に当たっては、周辺にて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地を土木工事業などを営む法人に貸し付ける計画で、山砂、砂利、ダンプ、仮設プレハブ置場などの資材置場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

なお、以前より申請地を資材置場として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事計画は令和4年6月30日までを予定されており、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続いて7番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

7番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う再申請で、今回は3回目の更新になります。許可後の一時転用期間につきましては、前回と同じく3年間です。太陽光発電設備の設置状況、支柱部分など転用面積312.29㎡については、当初から変更ありません。下部の農地につきましては、引き続きサカキが栽培されており、添付書類として、営農計画書及び収穫量、品質に関するデータ、知見を有する者の意見書が添付されています。これらの添付書類から、下部農地での単収が地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと、また、現地調査によりサカキの品質に著しい劣化がないことが確認できたことから、下部の農地における営農は引き続き適切に行われているものと判断いたしました。

以上、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、営農型太陽光設備の更新許可の要件を満たしているものと判断し、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。

- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
なお、7番については営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
続きまして第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請24件でございます。  
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農業を営む個人が隣接既存宅地の敷地への通路として所有権を移転するための転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、隣接既存宅地への通路のためやむを得ないと判断いたしました。土地利用計画は、転用面積9.66㎡を既存宅地の東側市道より接道する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和4年4月20日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の申請者は、IT事業を営む法人で、賃借権設定による営農型太陽光発電設備のための期間満了に伴う一時転用の許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の広がりのある農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するものとして、不許可の例外に該当すると判断しました。土地利用

計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。

なお、設備の内容は、高さ2 mから2.84 mの支柱を立て、太陽光パネル1,296枚、発電容量220.32 kw、遮光率81.35%で、パネルの直下面積は1,880 m<sup>2</sup>で、支柱部分など転用面積は119.46 m<sup>2</sup>です。太陽光パネルの下部においては、ミョウガを生産されています。営農状況について直近の農作物の状況報告で、地域の平均反収と比較して8割以上の収量があると報告を受け、営農計画見込み書の知見を有する者の意見書などにより、今後も営農の適切な継続が見込まれると判断できます。よって、更新期間は3年が適切と判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。また、同時に3条申請も提出されております。

3番の申請者は、建設及び太陽光発電事業等を営む法人で、賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備のための期間満了に伴う一時転用の許可申請です。農地区分は農振農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当し、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものとして、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し発電事業を継続する計画です。

なお、設備の内容は高さ2.2 mから2.5 mの支柱を立て、太陽光パネル860枚、発電容量226.8 kw、遮光率65%で、パネル直下面積は2,076.45 m<sup>2</sup>、支柱部分の転用面積は0.799 m<sup>2</sup>です。太陽光パネルの下部においてブルーベリーを生産されています。営農状況については、直近の農作物の状況報告で、地域の平均反収と比較して2割以上の減少が見られますが、営農計画見込み書や知見を有する者の意見書により、今後、営農の適切な継続が見込まれると判断でき、更新期間はその生育状況から3年が適切と判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。また、同時に3条申請も提出されております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、2番と3番については営農型太陽光発電設備への一部転用です  
ので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することと  
いたします。  
続いて4番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いた  
します。

4番から6番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建  
築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は10ha以上  
の広がりのある一団の農地の区域外にある第1種農地と判断されま  
すが、第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規  
定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土  
地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適  
当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計  
画は、総転用面積1,151㎡に建築条件付売買予定地4区画及び公衆  
用道路、排水用地を整備される計画で、転用面積としては適正なも  
のと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除につ  
いては問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制  
度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことで、工事期  
間は令和6年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに着  
手されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一  
般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、  
今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお  
願いいたします。

議 長 ただいま4番から6番までについて地元委員よりご報告がございま  
したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして7番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

7番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

7番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積239㎡に個人住宅木造2階建て1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和4年11月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。ただ、申請地は既に宅地として整地されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が送付されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして8番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

8番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、土木工事業を営む法人が所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の既存施設の拡張で既存施設の敷地面積

の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地利用計画は、現在使用している隣接する資材置場が事業拡大により手狭になったため敷地拡張し、転用面積419㎡に鋼矢板約200枚の保管場所及び車両転回スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年8月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

9番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積440㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、所有権移転による通路への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の農業用施設の用に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、9番の個人住宅建築計画に伴い、転用面積53㎡に譲受人世帯が耕作する農地への進入路を併せて設置される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、建設業を営む法人が使用貸借権設定による資材置場及び車両置場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地近隣での工事受注が増加していることにより資材置場が必要であるとして、転用面積524㎡に塩ビ資材、コンクリート資材等の土木資材

置場及び普通車両2台とダンプトラック3台分の車両置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に砂利敷きされ、資材置場として使用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

12番は、所有権移転による敷地拡張のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積59㎡を個人住宅の敷地として拡張する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。ただ、申請地は以前より宅地の一部として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま8番から12番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて13番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

13番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、土木工事業を営む法人が使用貸借権設定による敷地拡張のための転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされ

ましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、既存面積963.19㎡の拡張として、転用面積381㎡に業務用及び従業員用の駐車場と土木工事用資材置場として使用される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

なお、申請地は以前より駐車場及び資材置場として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事計画は令和5年3月31日までを予定されており、許可後速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

14番は、所有権移転による貸駐車場及び貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、譲受人が代表を務める建設業を営む法人へ貸し出し、転用面積945㎡に小型トラック2台、中型トラック7台分の駐車スペース及び建設用資材置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

なお、申請地は既に車両置場及び資材置場として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま13番から14番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして15番。

5 番 木村憲正委員

5 番委員、木村です。

1 5 番、1 6 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 5 番は、資材置場への転用許可申請です。農地区分は1 0 h a 以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断しました。申請人も同地区内に居住しております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に申請人が経営する地質調査業で使用するボーリング機材、足場パイプ、ホース類、ポンプなどの資材置場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

なお、以前より申請地を資材置場として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事計画は令和5 年3 月3 1 日までを予定されており、許可後速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

1 6 番は、第2 号議案事業計画変更申請1 番と関連で、建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。先月の総会において、譲受人による無断転用が確認されたため、継続審議となった案件です。農地区分は1 0 h a 以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に建売住宅1 1 棟及び公衆用道路を整備する計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和5 年3 月3 1 日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2 件、先日の地区委員会で現地調査行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1 5 番から1 6 番までについて地元委員よりご報告がござ

いましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして17番。

#### 12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

17番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、不動産の売買などを営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地の2区画を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は令和5年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

18番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、立木含む総事業面積493.77㎡に、申請地に木造平屋建て住宅1棟142.43㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等、問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和5年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

なお、無断で宅地の一部として使用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されています。

19番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟99.37㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等、問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は令和5年3月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま17番から19番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして20番。

## 2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

20番、21番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

20番は、所有権移転し、貸資材置場及び貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。申請地を含む数筆は、昭和58年頃、自治会によりゲートボール場として整備され、その後は地域住民が利用されていましたが、利用者が減少した平成30年頃からは地元の建設業者へ、資材置場、駐車場として貸し付けられております。自治会としては、ゲートボール場をつくった時点で、農地転用手続及び自治会への名義変更登記は済んだものと思っていたそうですが、今般申請地の所有者からの申出により、未登記であることが判明し、申請されたものです。そのようなことで、今回の申請にあたりましては、始末書が添付されております。現在の土地利用状況は、従業員用

と業務用の車両合わせて5台分の駐車場のほか、土木資材置場、通路などとして利用されており、このうち申請地については資材置場の一部となっております。敷地の総面積は申請地247㎡と農地以外の土地を含め合わせて1,356㎡になりますが、利用状況から適正な面積と判断いたします。

21番は、土木工事業等を営む法人が所有権移転し、廃土置場へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

なお、申請地は既に廃土置場の一部として利用されており、今回の申請にあたっては始末書が提出されております。この廃土置場につきましては、2年ほど前から公共工事等で発生した土砂の搬入が行われておりますが、事業の開始当時、申請地の登記簿に記載された所有者の所在が不明であったため、許可を得ないまま当該農地を含めてこれまで事業が進められてきました。この間、譲受人は申請地の所有権移転のため、裁判所に対し、財産管理人の選任を申し立てられ、昨年9月、今回の譲渡人を不在者財産管理人として選任する審判が下り、その後11月には不在者財産管理人から譲受人に対する売却許可の審判が下りております。このような経緯で、今回農地転用の手続きが可能となったことから申請されたものです。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、いずれも無断転用ではありますが、周辺農地への影響も見受けられず、その他許可基準についても満たされているものと判断し、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま20番から21番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして22番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

22番から24番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。申請地は市街地化の傾向が著しい区域内で、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ申請地から500m以内には小学校、病院もあることから、農地区分は第3種農地と判断します。土地利用計画は、申請地2筆、合計266.07㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで、許可の見込みのあるものと判断いたします。工期は許可日から令和5年5月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

23番は、第2号議案の2番でご承認いただいた事業計画変更承認申請と同時申請分です。申請理由につきましては先ほど説明いたしましたが、当初申請時に譲渡人が死亡していたため、現在の所有者を譲渡人として改めて所有権移転の申請をされるものです。土地利用計画は、総面積3,950㎡をコンクリート二次製品など、土木資材置場などとして利用されます。排水計画など、特に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われま。

24番は、土木建設業を営む個人が所有権移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、近隣で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地が見つからず、申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地1,085㎡に山砂、碎石等の土木資材置場として利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画など問題はなく、周辺農地へ支障を及ぼすおそれもないものと思われま。工期は許可日から令和4年10月31までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請を妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま22番から24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

なお、23番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。地元委員より、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

## 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、東区画図町での県営画図東部地区土地改良事業の農業用排水施設変更計画に必要な同意者名簿について、名簿記載の者が土地改良法第3条に規定する資格者である旨の証明願です。先日の地区委員会におきまして同意者名簿を確認したところ、全員が事業施行地域内にある土地の所有者等、資格を有する者であることを確認しました。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題はないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第6号議案及び第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第6号議案及び第7号議案、関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細16ページの1番から19ページの11番までの合計11件で、公社からの売渡しが2件、公社による

買取りが7件、相対による所有権移転が2件です。面積は11件合わせまして、田1万1,016㎡、畑8,479㎡の合計1万9,495㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細19ページの12番から29ページの42番までの合計31件で、契約期間別では6年未満が22件、10年以上が9件で、面積は31件合わせまして、田7万7,255㎡、畑1万3,840.49㎡の合計9万1,095.49㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、畑作物、大豆、露地野菜です。

次に再設定分です。明細29ページの43番から45ページの71番までの合計29件で、契約期間別では6年未満が24件、10年以上が5件で、面積は29件合わせまして、田9万9,005㎡、畑4万5,394㎡の合計14万4,399㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、露地野菜です。

続きまして、第7号議案です。46ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細47ページの1番から66ページの55番までで、契約期間別では6年未満が27件、10年以上が28件で、面積は55件合わせまして、田13万3,536㎡、畑6万8,803㎡の合計20万2,339㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号及び第7号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状

況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請地は以前より宅地として利用していましたが、土地売却に当たり農地であることが判明しました。申請地については、地元住民2人からの証明により、宅地として利用されていたことが確認されております。このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地5筆を願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひい

たします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、2番お願いします。

#### 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。願出人はミカン栽培をされている農家で、対象農地17筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に3番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税納税猶予のために必要とする証明の願出です。願出人は水稻及びトマトを栽培されている農家で、対象農地9筆について引き続き農地として適正な管

理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ報告事項の一覧をご覧ください。1番から11番までの合計138件となっております。件数のみ報告いたします。以上です。

議 長 次に、次第6のその他です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から職員の任免についてご説明いたします。1枚もので職員の任免についてという資料をお願いいたします。

まずは、退職でございますが、3月31日をもちまして森田事務局長をはじめ、6名の方々が退職されました。

それから、次に転入でございますが、4月1日付で廣岡事務局長をはじめ、6名の方々を新たに農業委員会へお迎えしております。

次に、配置換え、昇任でございますが、4月1日付で福寫参事が本庁農地班から、西南分室の主査に配置換えとなりました。また、西南分室の中川主事が主任主事に昇任されました。

職員の任免についての説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして何かございませんでしょうか。

一 同 (発言する者なし)

議 長 ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了い

たしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時24分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年4月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 小佐井 亮祐

署名委員 西田 廣行

書 記 福嶋 乃扶子